

議案第15号

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年10月目黒区条例第23号）の一部を次のように改正す
る。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（説明） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関
係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）により就学前の子ど
もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法
律第77号）が改正されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の
必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に定める事項</p> <p>(3)・(4) (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に定める事項</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>